

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日が休日に当たるときは、その翌日)

目次

◆企業訓令 中津ダム操作規程

茗荷ダム操作規程

鳥取県営発電所ダム管理規程を廃止する企業訓令

企業訓令

県企業訓令第一号

中津ダム操作規程を次のように定める。

昭和五十年二月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

中津ダム操作規程

目次

第一章 総則 (第一条～第八条)

第二章 ダム等の管理の原則

- 第一節 流水の貯留及び放流の方法 (第九条～第十二条)
第二節 放流の際に採るべき措置等 (第十三条～第十八条)
第三章 洪水に対する措置に関する特則 (第十九条～第二十一条)
第四章 雜則 (第二十二条)

附則

第一章 総則 (趣旨)

第一条 この規程は、中津ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法その他ダム及び中津貯水池（以下「貯水池」という。）の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

（管理主任技術者）

第二条 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第五十条第一項に規定する管理主任技術者は、鳥取県営小鹿第一発電所（以下「発電所」という。）に置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づづく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

（ダム及び貯水池の諸元等）

第三条 ダム及び貯水池の諸元並びに最大使用水量は、次のとおりとする。

- 一 ダム
イ 高さ 三十五メートル
ロ 堤頂の標高 五百六十四・五〇メートル
ハ 越流頂の標高 五百五十九メートル
ニ 洪水吐ゲート（以下「ゲート」という。）

- (1) ゲートの規模及び数 高さ四・七メートル、幅六メートル、一門
 (2) ゲートの開閉の速さ 一分につき〇・三メートル
 ホ 計画洪水流量 每秒百・四八立方メートル

二 貯水池

イ 集水地域の面積 十九・二〇平方キロメートル

(1) 直接集水地域の面積 九・九〇平方キロメートル

(2) 間接集水地域の面積 九・三〇平方キロメートル

ロ 滝水区域の面積 ○・一四七平方キロメートル

ハ 最大背水距離 一・二四キロメートル

ニ 計画洪水位 標高 五百六十三・五〇メートル (水位計による表

示十六メートル)
 ホ 常時満水位 標高 五百六十三・五〇メートル (水位計による表

示十六メートル)

ヘ 最低水位 標高 五百四十七・五〇メートル (水位計による表示

○メートル)

三 最大使用水量 每秒一立方メートル

(洪水及び洪水時)

第四条 この規程において「洪水」とは、貯水池(流入する水量(以下「流入量」という。)が毎秒八十五立方メートル以上であることをいい、

「洪水時」とは、洪水が発生している時間をいう。

(洪水警戒時)

第五条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域

の全部又は一部を含む予報区を対象として暴風雨警報又は大雨警報が発令される等洪水が発生するおそれが大きいと認められるに至つた時から

洪水に至るまで又は洪水に至ることがなくこれらの警報が解除され、若しくは切り替えられる等洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第六条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として風雨注意報又は大雨注意報が発令される等洪水が発生するおそれがあると認められるに至つた時から洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられる等洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第七条 貯水池の水位(以下「貯水位」という。)は、貯水池に設けられた水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第八条 流入量は、一定の時間における貯水池の貯水量の増加量と当該一定の時間における貯水池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増加量は、同項の一一定の時間の始期及び終期における

貯水位にそれぞれ対応する貯水池の貯水量を別図第一により求めて算定するものとする。

第二章 ダム等の管理の原則

第一節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第九条 貯水池における流水の貯留は、第二十一條第一号の規定により貯水池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位を超えてしてはなら

ない。

(ダム放流をすることができる場合)

第十一条 ダムの洪水吐からの放流（以下「ダム放流」という。）は、次の各号の一に該当する場合に限り、することができるものとする。

一 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。

二 前条の規定により水位を常時満水位に保つため必要があるとき。

三 第二十二条第一号の規定により貯水池から放流するとき。

四 ダム又は貯水池内の施設若しくは工作物の点検又は整備のため必要があるとき。

五 その他やむを得ない理由があるとき。

(放流量の増減の方法)

第十二条 貯水池からの放流は、第二十二条第一号の規定によつてする場合を除くほか、下流の水位に急激な変動を生じさせないように、別図第

二に定めるところによつてしなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、この限りでない。

(ゲートの操作)

第十三条 ゲートの操作は、ダム放流又はダムの洪水吐の点検若しくは整備のため必要がある場合を除き、してはならない。

2 前項の規定によるゲートの回の開閉は、十センチメートルを超えてしてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、第九条の規定により常時満水位を維持するためやむを得ないと認められるときは、この限りではない。

3 第一項の規定による操作は、前回の操作の動きがやんだときから、少

なくとも三十秒を経過した後でなければ、次の操作をしてはならない。

第二節 放流の際に採るべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第十三条 法第四十八条の規定による通知は、ダム放流の開始の少なくとも一時間前に、別表第一の(1)に定めるところにより行うものとする。

2 管理主任技術者は、前項の通知をするときは、中国地方建設局長に対しても、別表第一の(2)に定めるところにより、河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号、以下「令」という。）第三十一条に規定する事項を通知しなければならない。

3 管理主任技術者は、発電所の放水口からの放流によつて下流の水位に著しい上昇が生じると認められる場合において、これにより生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前二項の規定の例により、通知をしなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第十四条 法第四十八条の規定による一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から片山部落までの小鹿川の区間について採るものとする。

2 令第三十一条の規定による警告は、別表第二に掲げるサイレンにより、次に掲げる時期に行わなければならない。

1 ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始十分前まで

2 ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における小鹿川の水位の上昇が開始される認められる時の十分前まで

3 前項に定めるもののほか、特に必要があると認められるときは、警報

車に設置されたサイレンにより警告しなければならない。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第十五条 管理主任技術者は、ゲートを操作した場合においては、次に掲げる事項（その操作がダムの洪水吐からの放流を伴わなかつたときは、第一号及び第二号に掲げる事項）を記録しておかなければならぬ。

第一号及び第二号に掲げる事項）を記録しておかなければならぬ。

（点検、整備等）

項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

管理主任技術者は、前三項の規定による観測及び測定の結果を記録しておかなければならぬ。

第十六条 管理主任技術者は、ゲートを操作した場合においては、次に掲げる事項（その操作がダムの洪水吐からの放流を伴わなかつたときは、第一号及び第二号に掲げる事項）を記録しておかなければならぬ。

一 操作の理由

二 ゲートの操作を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時ににおけるゲートの開度

三 ゲートの一回の操作を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、ダム放流に係る放流量及び使用水量

四 ダム放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量

五 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における使用水量

六 法第四十八条の規定による通知（第十三条第二項の規定による通知を含む。）及び令第三十一条の規定による警告の実施状況（観測、測定等）

第十七条 ダム及び貯水池の管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に、又は時宜に点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持し、ダム又は貯水池について暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象による影響が早期に発見されるようにしなければならない。

（異常かつ重大な状態に関する報告）

第十八条 管理主任技術者は、ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、中国地方建設局長及び知事に対し、第十三条第二項の規定の例により、その旨を報告しなければならない。

第三章 洪水に対する措置に関する特則

（予備警戒時における措置）

第十九条 管理主任技術者は、予備警戒時においては、次に掲げる措置を採らなければならない。

一 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を速やかに確保すること。

二 ダムを操作するため必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）、法第四十五条の観測施設、法第四十六条第二項の通報施設、令第三十一条の規定により警報するためのサイレン及び警報車、夜間にダム及び貯水池外

で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及

び資材の点検及び整備を行うこと。

三 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。

四 中国地方建設局長及び知事に対し、第十三条第一項及び第二項の規定の例により、法第四十六条第一項の規定による通報をすること。

五 河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第二十七条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。

六 その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置を採ること。

（洪水警戒時における措置）

第二十条 管理主任技術者は、洪水警戒時においては、前条各号に掲げる措置を採るほか、最大流入量の時間的变化の予測をしなければならない。

（洪水時における措置）

第二十一条 管理主任技術者は、洪水時においては、次に掲げる措置を採らなければならぬ。

一、次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。この場合において、貯水池からの放流は、下流の水位に急激な変動を生じさせないようにしなければならない。

イ 洪水時が始まった時以後流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

ロ イに規定する時間が経過した時からゲートを全開して流水を放流し、流入量が最大となつた時を経て、貯水位が常時満水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。

ハ ロに規定する時間が経過した時から流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、流入量が毎秒八十五立方メートルになるまで

の間、これを継続すること。

ニ イからハまでの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における貯水位が常時満水位を下つているときは、貯水池からの放流をし、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が常時満水位に等しくなつた時以後においては、イからハまでの規定の例により、貯水池から放流すること。

二 法第四十九条の規定による記録を作成すること。

三 その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

第四章 雜則

（委任）

第二十二条 この規程に定めるもののほか、ダム及び調整池の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和五十年二月二十一日から施行する。

別表第一（第十三条関係）

(一)		名	通 知 の 相 手 方	通知の方法
	知 事	担当機関の名称		
中国地方建設局長	倉吉警察署長	倉吉土木出張所 総務課		
倉吉工事事務所 工務課	三朝町長	土木課	加入電話	

別表第二（第十四条関係）

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力
第一号サイレン	東伯郡三朝町大字中津	モーターサイレン
第二号サイレン	東伯郡三朝町大字神倉字丹戸	五馬力 (三・七キロワット)
第三号サイレン	東伯郡三朝町大字神倉	
第四号サイレン	東伯郡三朝町大字東小鹿	アンプサイレン
第五号サイレン	東伯郡三朝町大字高橋	一五〇ワット
第六号サイレン	東伯郡三朝町大字西尾	
第七号サイレン	東伯郡三朝町大字片柴	アンプサイレン
観測すべき事項	名 称	位 置
降水 量	水 流 位 量 及 び 水 貯 量	構 造 力 又
積 雪 の 深 さ	中津町観測水所池	觀 測 事 項
雨量観測水所池	中津町観測水所池	
東伯郡三朝町	東伯郡三朝町	
大字中津	大字中津	
積 雪 尺	自記雨量計	二時間ごとに
に各一回	予備警戒時及び いっては、一時間ごとに一回	流入量は第八条の規定に基づき、流量は水位の観測の結果に基づき、それぞれ算定する。

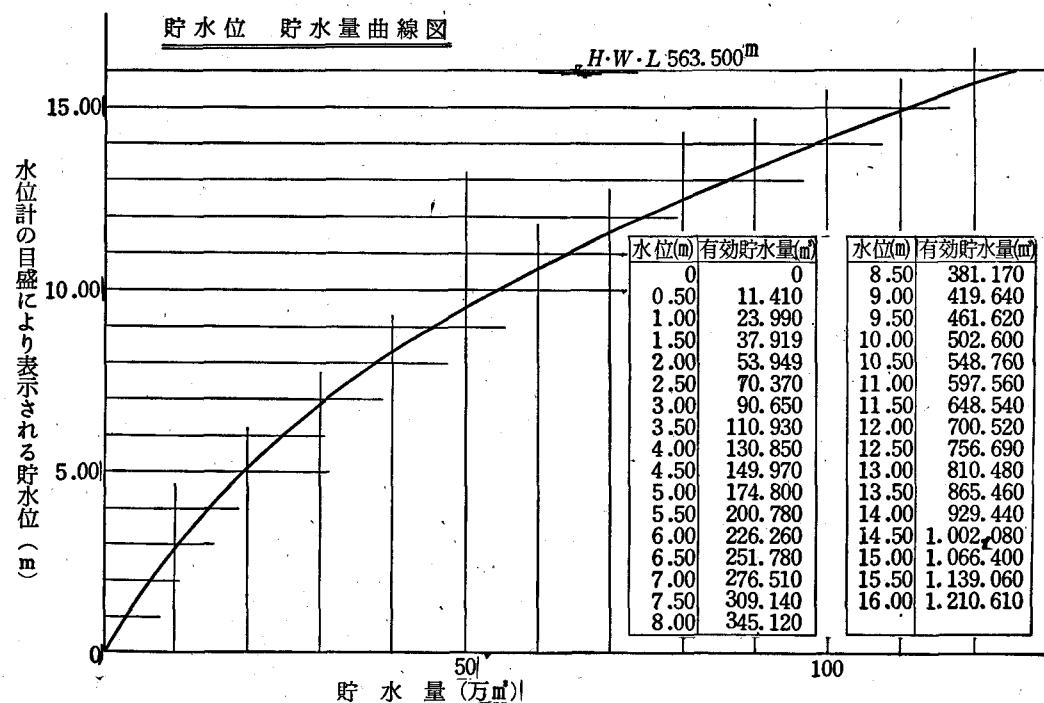
別表第三（第十六条関係）

気象	水象	ダムの状況	漏水の状況	観測又は測定すべき事項	定期の回数
				時水池内及びその末端付近の堆砂の状況	毎年度一回

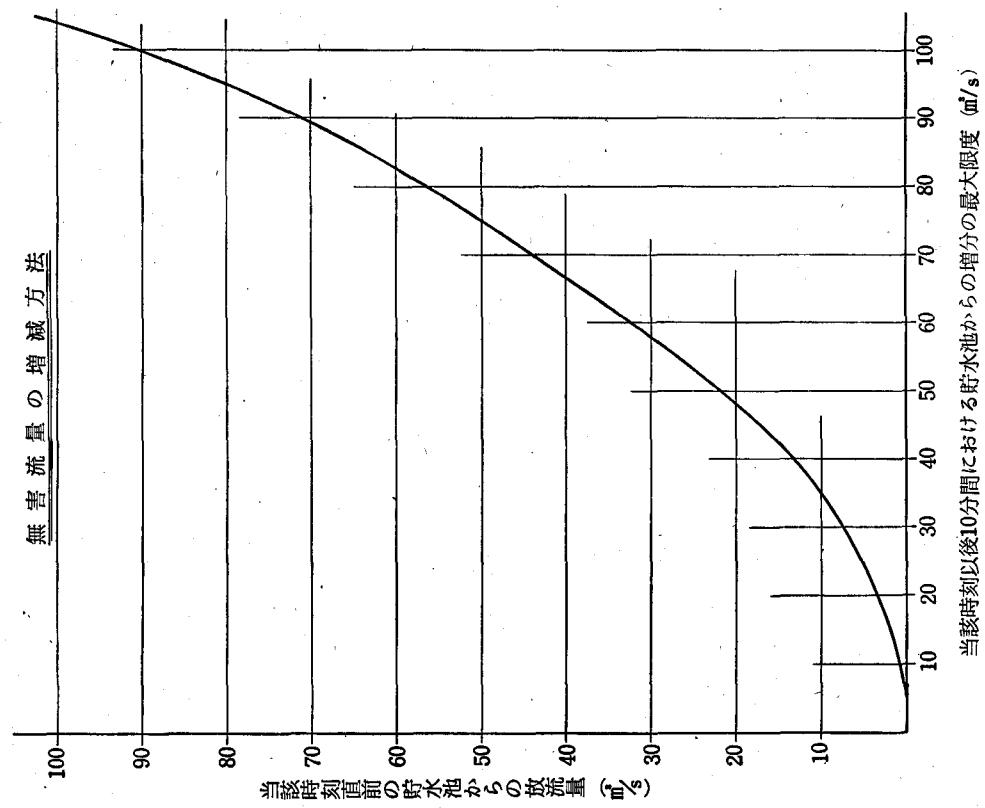
別表第四（第十六条関係）

観測又は測定すべき事項	定期の回数

別図第1 (第8条関係)



別図第2 (第11条関係)



鳥取県企業訓令第二号

茗荷谷ダム操作規程を次のように定める。

昭和五十年二月二十一日

鳥取県知事 平林鴻三

茗荷谷ダム操作規程

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 ダム等の管理の原則

第三章 流水の貯留及び放流の方法(第九条—第十二条)

第四章 放流の際に採るべき措置等(第十三条—第十八条)

第五章 洪水に対する措置に関する特則(第十九条—第二十一条)

第六章 雜則(第二十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規程は、茗荷谷ダム(以下「ダム」という。)の操作の方法その他ダム及び茗荷谷調整池(以下「調整池」という。)の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第二条 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。)

第五十条第一項に規定する管理主任技術者は、鳥取県営春米発電所(以

下「発電所」という。)に置く。

前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び調整池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

第三条 ダム及び調整池の諸元並びに最大使用水量は、次のとおりとする。

(ダム及び調整池の諸元等)

一 ダム

イ 高さ 四十メートル

ロ 堤頂の標高 四百八十二・三五メートル

ハ 越流頂の標高 四百七十七・八〇メートル

二 洪水吐ゲート(以下「ゲート」という。)

(1) ゲートの規模及び数 高さ三・五メートル、幅五・五メートルのもの二門

(2) ゲートの開閉の速さ 一分につき〇・三メートル

ホ 計画洪水流量 每秒百・二六立方メートル

二 調整池

イ 集水地域の面積 二十二・三五平方キロメートル

(1) 直接集水地域の面積 十七・三七平方キロメートル

(2) 間接集水地域の面積 四・九八平方キロメートル

ロ 滞水区域の面積 ○・○五五平方キロメートル

ハ 最大背水距離 ○・六〇キロメートル

ニ 計画洪水位 標高 四百八十一・三〇メートル(水位計による表

示メートル)

ホ 常時満水位 標高 四百八十一・三〇メートル(水位計による表

示十メートル)

へ 最低水位 標高 四百七十一・三〇メートル (水位計による表示)

○メートル)

三 最大使用水量 每秒四立方メートル

(洪水及び洪水時)

第四条 この規程において「洪水」とは、調整池へ流入する水量(以下「流入量」という。)が毎秒四十立方メートル以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生している時間をいう。

(洪水警戒時)

第五条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として暴風雨警報又は大雨警報が発令される等洪水が発生するおそれが大きいと認められるに至つた時から洪水に至るまで又は洪水に至ることがなくこれらの警報が解除され、若しくは切り替えられる等洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第六条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として風雨注意報又は大雨注意報が発令される等洪水が発生するおそれがあると認められるに至つた時から洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられる等洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第七条 調整池の水位(以下「貯水位」という。)は、調整池に設けられ

た水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第八条 流入量は、一定の時間における調整池の貯水量の増加量と当該一定の時間における調整池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増加量は、同項の一定の時間の始期及び終期における貯水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別図第一により求めて算定するものとする。

第二章 ダム等の管理の原則

第一節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第九条 調整池における流水の貯留は、第二十二条第一号の規定により調整池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位を超えてしてはならない。

(ダム放流ができる場合)

第十条 ダムの洪水吐からの放流(以下「ダム放流」という。)は、次の各号の一に該当する場合に限り、することができるものとする。

一 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。

二 前条の規定により水位を常時満水位に保つため必要があるとき。

三 第二十二条第一号の規定により調整池から放流するとき。

四 ダム又は調整池内の施設若しくは工作物の点検又は整備のため必要があるとき。

五 その他やむを得ない理由があるとき。

(放流量の増減の方法)

第十一條 調整池からの放流は、第二十一條第一号の規定によつてする場合を除くほか、下流の水位に急激な変動を生じさせないよう、別図第二に定めるところによつてしなければならない。ただし流入量が急激に増加しているときは、この限りでない。

(ゲートの操作)

第十二條 ゲートの操作は、ダム放流又はダムの洪水吐の点検若しくは整備のため必要がある場合を除き、してはならない。

2 ゲートの操作は、ゲートを開く場合にあつては、第一号ゲート(左岸側にあるものをいう。)、第二号ゲート(右岸側にあるものをいう。)

の順にし、更に放流を増加するときも、この順によるものとし、ゲートを閉じる場合にあつては、これを開いた順の逆によるものとする。

3 前項の規定によるゲートの一回の開閉は、十センチメートルを超えてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、第九条の規定により常時満水位を維持するためやむを得ないと認められるときは、この限りではない。

4 第一項の規定により一のゲートの操作をした後、引き続いて他のゲートを操作するときは、前の操作の動きがやんだときから、少なくとも三十秒を経過した後でなければ次の操作をしてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合においては、一のゲートの操作を開始したときから十秒を経過した後他のゲートを操作することができる。

第二節 放流の際に採るべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第十三条 法第四十八条の規定による通知は、ダム放流の開始の少なくとも

も一時間前に、別表第一の「」に定めるところにより行うものとする。

2 管理主任技術者は、前項の通知をするときは、中国地方建設局長に対しても、別表第一の「」に定めるところにより、河川法施行令(昭和四十一年政令第十四号、以下「令」という。)第三十一条に規定する事項を通知しなければならない。

3 管理主任技術者は、発電所の放水口からの放流によって下流の水位に著しい上昇が生じると認められる場合において、これにより生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前二項の規定の例により、通知をしなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第十四条 法第四十八条の規定による一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から浅井部落までの春米川の区間にについて採るものとする。

2 令第三十一条の規定による警告は、別表第二に掲げるサイレンにより、次に掲げる時期に行わなければならない。

一 ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始十分前まで

二 ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における春米川の水位の上昇が開始されると認められる時の十分前まで

3 前項に定めるもののほか、特に必要があると認められるときは、警報車に設置されたサイレンにより警告しなければならない。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第十五条 管理主任技術者は、ゲートを操作した場合においては、次に掲げる事項(その操作がダムの洪水吐からの放流を伴わなかつたときは、

第一号及び第二号に掲げる事項)を記録しておかなければならぬ。

一 操作の理由

二 ゲートの操作を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるゲートの開度

三 ゲートの一つの操作を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、

流入量、ダム放流に係る放流量及び使用水量

四 ダム放流に係る最大放流量

五 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における使用水量

六 法第四十八条の規定による通知(第十三条第二項の規定による通知を含む。)及び令第三十一条の規定による警告の実施状況

(観測、測定等)

第十六条 法第四十五条の規定による観測は、別表第三に定めるところにより行わなければならない。

2 管理主任技術者は、法第四十五条の規定により観測すべき事項のほか、

別表第四に掲げる事項について、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

3 管理主任技術者は、前二項に定めるもののほか、次条後段の規定に該当するとき、その他ダム又は調整池について異常かつ重大な状態が発生していると認められる事情があるときは、速やかに別表第四に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

4 管理主任技術者は、前三項の規定による観測及び測定の結果を、記録

(点検、整備等)

第十七条 ダム及び調整池の管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に、又は時宣に点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持し、ダム又は調整池について暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象による影響が早期に発見されるようしなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第十八条 管理主任技術者は、ダム又は調整池について異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、中国地方建設局長及び知事に対し、第十三条第二項の規定の例により、その旨を報告しなければならない。

第三章 洪水に対する措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第十九条 管理主任技術者は、予備警戒時においては、次に掲げる措置を採らなければならない。

一 洪水時においてダム及び調整池を適切に管理することができる要員を速やかに確保すること。

二 ダムを操作するために必要な機械及び器具(受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。)法第四十五条の観測施設、法第四十六条第二項の通報施設、令第三十一条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間にダム及び調整池外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他の洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

三 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。

四 中国地方建設局長及び知事に対し、第十三条第一項及び第二項の規定の例により、法第四十六条第一項の規定による通報をすること。

五 河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第二十七条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。

六 その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置を探ること。

(洪水警戒時における措置)

第二十条 管理主任技術者は、洪水警戒時においては、前条各号に掲げる措置を探るほか、最大流入量の時間的変化の予測をしなければならない。

(洪水時における措置)

第二十一条 管理主任技術者は、洪水時においては、次に掲げる措置を探らなければならない。

一 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。この場合において調整池からの放流は、下流の水位に急激な変動を生じさせないようにしなければならない。

イ 洪水時が始まった時以後流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

ロ イに規定する時間が経過した時から、ゲートを全開して流水を放流し、流入量が最大となつた時を経て、貯水位が常時満水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。

ハ ロに規定する時間が経過した時から流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、流入量が毎秒四十立方メートルになるまでの間、これを継続すること。

二 イからハまでの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における貯水位が常時満水位を下つていいときは、調整池からの放流をし、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、貯水位が常時満水位に等

しくなつた時以後においては、イからハまでの規定の例により、調整池から放流すること。

二 法第四十九条の規定による記録を作成すること。

三 その他ダム及び調整池の管理上必要な置措。

第四章 雜則

(委任)

第二十二条 この規程に定めるもののほか、ダム及び調整池の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和五十年二月二十一日から施行する。

別表第一（第十三条関係）

名	通 知 の 相 手 方	通知の方法
若 桜 町 長	若桜町役場 土木課 若桜警察官派出所	
郡 家 警 察 署 長	若 桜 線 路 部 長	
中國地方建設局長	鳥 取 保 線 区 長 鳥 取 工 事 事 務 所 工 務 課	加入電話

別表第二 (第十四条関係)

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力
第一号サイレン	八頭郡若桜町大字若荷谷	
第二号サイレン	八頭郡若桜町大字測見	
第三号サイレン	八頭郡若桜町大字湯原	
第四号サイレン	八頭郡若桜町大字不香田	アンプサイレン 一五〇ワット
第五号サイレン	八頭郡若桜町大字浅井	アンプサイレン 四五ワット

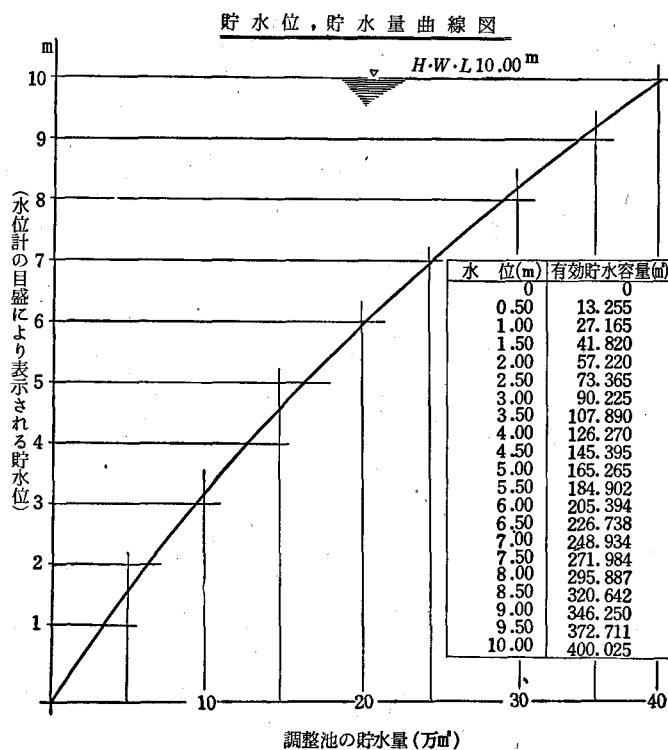
別表第三 (第十六条関係)

観測すべき事項	観測事項		観測回数	摘要
	名称	位置		
貯水位及び流入量	若荷谷水位観測所	若荷谷水位調整池		
積雪の深さ	茗荷谷雨量観測所	茗荷谷水位観測所		
降水量	八頭郡若桜町	八頭郡若桜町		
積雪尺	八頭郡若桜町	八頭郡若桜町		
に各二回	自記雨量計	自記水位計		
に二月及び三月	二時間ごとに一回 (洪水時、予備警戒時及び洪水警戒時においては、一時間ごとに一回)	流入量は第八条の規定に基づき、流量は水位の観測の結果に基づき算定する。		

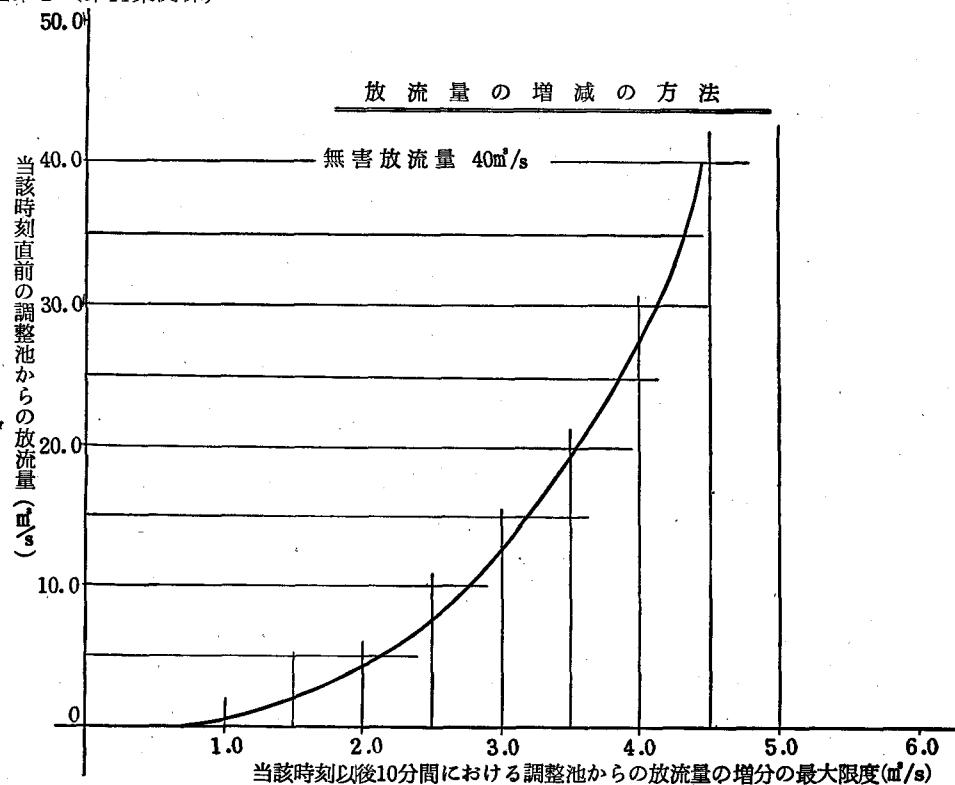
別表第四 (第十六条関係)

ダムの状況	漏洩の状況	観測又は測定すべき事項
ダム地点における天気、気温、風向、蒸発量	ダム地盤付近の堆砂の状況	使用水量、貯水池の表面付近の水温
毎年度一回		毎日一回

別図第1 (第8条関係)



別図第2 (第11条関係)



鳥取県企業訓令第三号

鳥取県営発電所ダム管理規程を廃止する企業訓令を次のように定める。

昭和五十年二月二十一日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県営発電所ダム管理規程を廃止する企業訓令

鳥取県営発電所ダム管理規程(昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第九号)

は、廃止する。

附 則

この企業訓令は、昭和五十年二月二十一日から施行する。